



Bridge Vol.6

地域脱炭素と自治体・エネルギー事業者の役割について

1. 初めに：地域脱炭素に係る制度面の動向

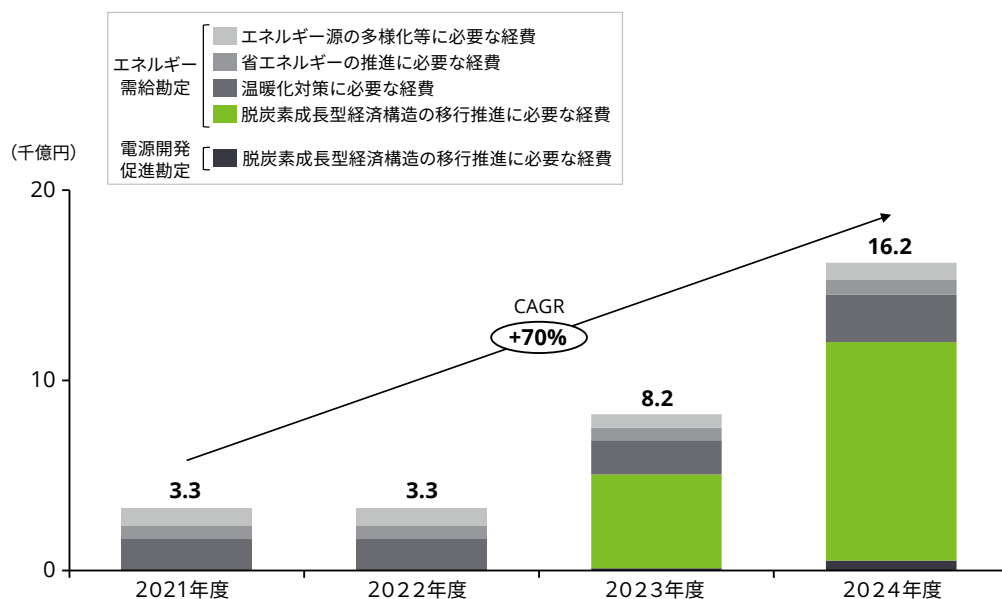
パリ協定締結を始めた脱炭素化のメガトレンドに従い、日本政府は2020年10月、2050年のカーボンニュートラル化（CN化）を宣言した。

さらに、2021年4月には、自国の脱炭素化のため2030年度の従来目標（GHG排出量削減 2013年比▲26%）を大幅に引き上げ、2013年比▲46%とするという野心的な目標を掲げる旨を地球温暖化対策推進本部が公表した。

これに紐づきCN化に向けた様々な施策、例えば地球温暖化対策推進法の改正、グリーン成長戦略、地域脱炭素ロードマップ、第6次エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画の改定、パリ協定に基づく長期戦略、省エネ法を始めとする関連法（省エネ法・エネルギー供給構造高度化法・JOGMEC法・鉱業法・電気事業法）の改正、GXリーグといったものが次々と打ち出されてきた。

脱炭素に関する国予算も拡大し続けており、その実現に向けた動きが加速していることがうかがえる（図1）。

図1. 脱炭素に関する国予算の変遷



注: エネルギー対策特別会計(中分類「1 エネルギー需給勘定」「2 電源開発促進勘定」)の関連項目予算額。2024年度は概算要求額
 データソース: 経済産業省「エネルギー対策特別会計(エネルギー需給勘定)歳出概算要求書」「エネルギー対策特別会計(電源開発促進勘定)歳出概算要求書」
 (<https://www.meti.go.jp/main/31.html>)

前述の施策の中で、本レポートのテーマとなる「地域脱炭素」に関連するものとしては、地球温暖化対策推進法の改正、地域脱炭素ロードマップ、地球温暖化対策計画の改定が挙げられる。

1-1. 地球温暖化対策推進法の改正

2021年5月、2050年カーボンニュートラルを基本理念とする「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(改正地球温暖化対策推進法)が成立(全面施行は2022年4月)した。改正地球温暖化対策推進法は2050年CN化を法律上で明確に位置付けるとともに、その実現に向けた地方公共団体や企業の取組を推進していくことを目的としている。この改正においては、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画(区域施策編)に対する施策ごとの目標設定や、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることといった、地方公共団体に対し主体的に地域脱炭素に向けた取組を推進するよう求めるものも含まれていた。

なお、ここでの「地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画」とは、法律に基づき策定することが定められているもので「事務事業編」と「区域施策編」に分けられる。より詳しく二者の違いについて言えば、「地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり全自治体に策定が求められている」ものが事務事業編である。一方で「全ての都道府県、指定都市及び中核市(施行時特例市を含む。)に策定が義務付けられている(策定義務のない地方公共団体においても努力義務のある)、地方公共団体内全て(住民・事業者を含む)を対象とした温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画」であるものが「区域施策編」となっている。

1-2. 地域脱炭素ロードマップ

更には、地域が主役となる地域脱炭素の実現に向けた工程・具体策を示す「地域脱炭素ロードマップ」が2021年6月9日に策定された。この中では、地方創生に資する地域脱炭素を意欲的かつ実現性の高い形でリードし全国モデルとなって「脱炭素ドミノ」を起こす地域を少なくとも100か所選定することと、全国津々浦々で実施する重点対策(屋根置きなど自家消費型の太陽光発電等)を実施していくことを軸として、2025年までの5年間で集中期間として施策を総動員することとしている。

この少なくとも100か所選定するとされている地域は、2050年の脱炭素化目標について認識しつつもその手法に悩む地方公共団体へ、脱炭素化の手法・脱炭素化を通じた地方創生や地域成長のモデルを示す地域(=脱炭素先行地域)として環境省の交付金等による支援を受け、構築されていくこととなっている。この「脱炭素先行地域」に対する交付金は「脱炭素先行地域づくり事業」として2022年度に閣議決定されており、1自治体で最大50億円の交付金を受けられることとなっている。2024年3月18日時点では、全国73自治体が選定されている(図2)。

1-3. 地球温暖化対策計画の改定

2021年10月、閣議決定により「地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画」として地球温暖化対策計画の改定版が公表された。これは二酸化炭素以外にも含む温室効果ガスの全てを網羅し、新たな2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を描くものとして、目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する基本的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について記載されたものとなっている。

この中では前述の改正地球温暖化対策推進法において定められた促進区域設定や、地域脱炭素ロードマップにおける脱炭素先行地域づくりについても触れられており、改正地球温暖化対策推進法（改正温対法）・地域脱炭素ロー

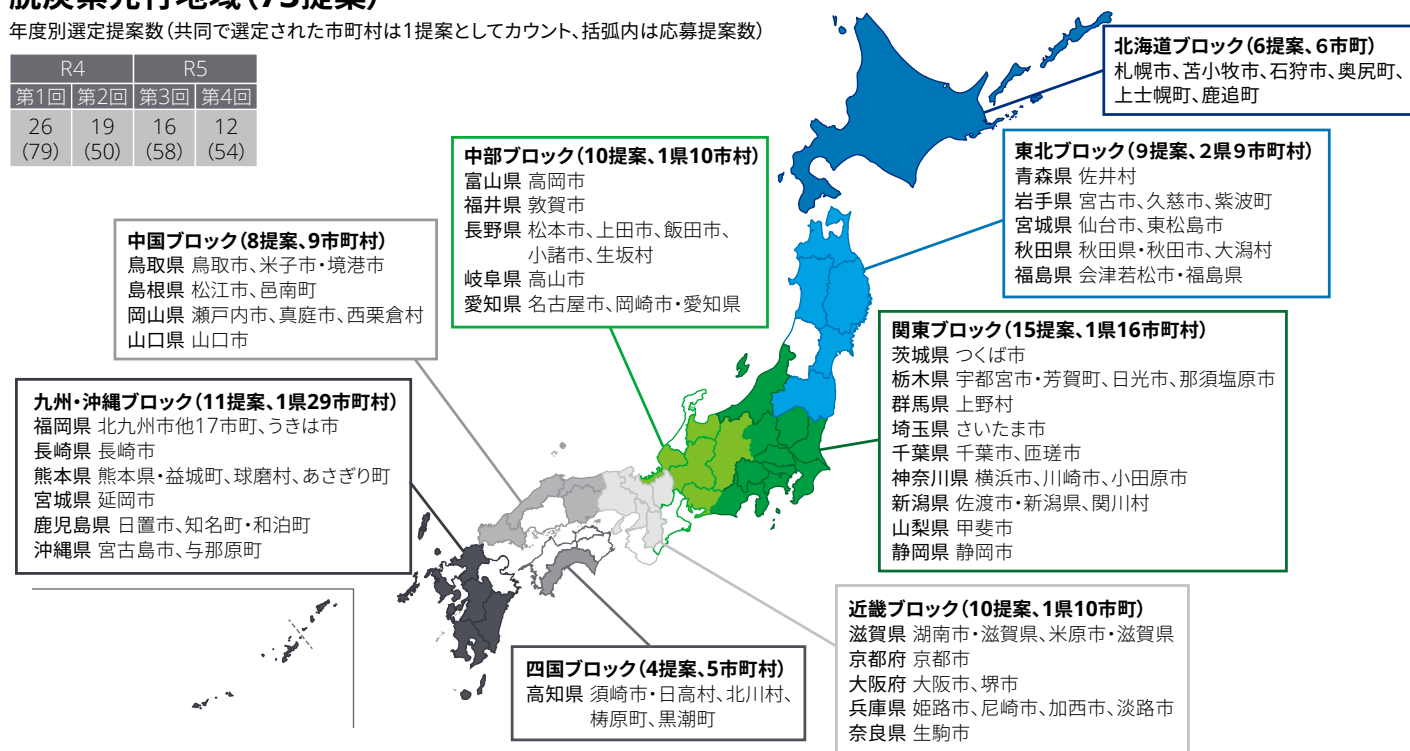
ドマップ・地球温暖化対策計画の3つが、地方公共団体が進める地域脱炭素の文脈で中核を成すものだと考えられる（図3）。

図2. 脱炭素先行地域の選定状況

脱炭素先行地域 (73提案)

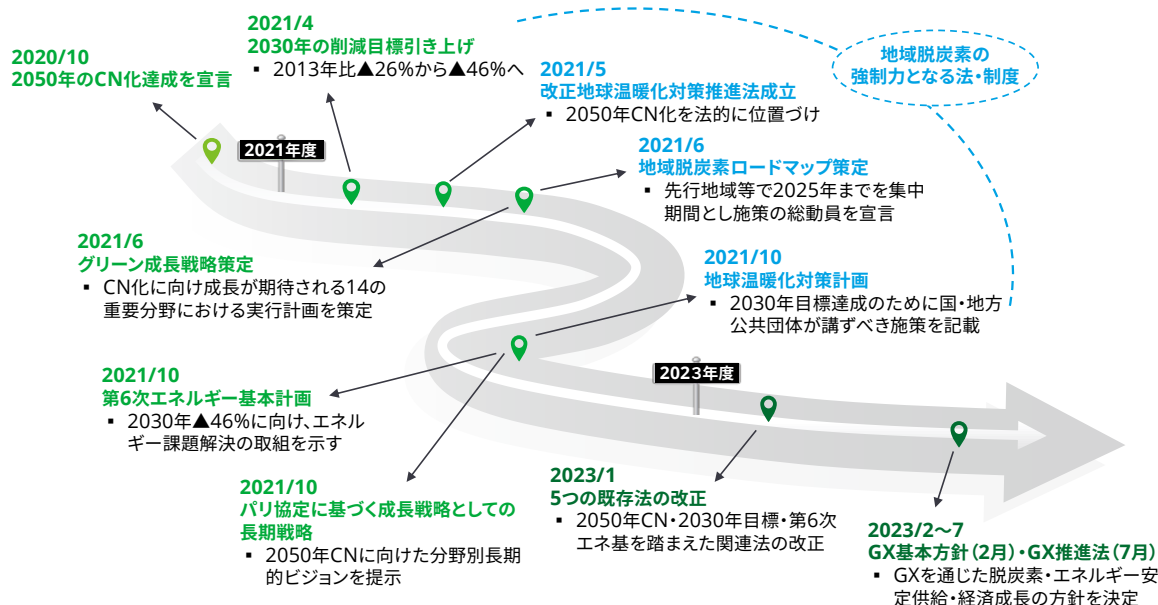
年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5	
第1回	第2回	第3回	第4回
26 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)



出典：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト「脱炭素先行地域選定結果」(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/preceding-region/#senshinseimodelsei>) (2024.03.18閲覧) を加工して作成

図3. 直近の脱炭素に係る国内法制度面の動向



これらの計画やロードマップを踏まえ、地方公共団体は地域の脱炭素化に向けた取組を進め国としての目標を達成するための役割を果たしていかなければならないが、次章においてはその中でどのような課題があるのかについて検討したい。

2. 地域脱炭素に向けた課題

前述の通り、地域脱炭素においては上位計画となる実行計画やロードマップ、地球温暖化対策の3つがあり、いずれにおいても地方公共団体が主体的にその（特定）区域内の脱炭素化に向けて、地域の再生可能エネルギーの最大限利活用や最大限の省エネルギーへの取組を行い、地方公共団体の施設だけでなく、住宅や民間部門（産業部門・業務部門・運輸部門）へと働きかけ実現していくことが求められている。中には、CN化に向けたロードマップやビジョンを別途作成し公開する、あるいはゼロカーボンシティ宣言という形で2050年までの二酸化炭素排出実質ゼロを表明することでより積極的なコミットメントを示す地方公共団体も見られる。

実際にこうした地方公共団体のCN化を進めていくにあたって、計画づくりから目標達成に向けた運営・構築を実現していくにはどのような障壁や困難となりうる課題があるのか。これまでデロイト トーマツとして地域脱炭素に関して検討をしていく中で捉えることができた、大きな二つの課題について取り上げてみたい。

2-1. モニタリング・進捗管理の難しさ

まず、地方公共団体内部においては、脱炭素化計画およびその事業運営・構築において「当該自治体の既存計画および地域特性に即した脱炭素化」を検討しなければならず、そのためにまず現在地の把握に努めなければならない。もちろん、改正温対法に基づく地球温暖化対策実行計画、およびその他における既存の脱炭素化計画そのものは多くの地方公共団体で策定済みであり、事業構築も計画に沿って一定程度進められているところがほとんどであることは間違いない。

その一方で、実際に事業を構築した結果、今どの程度まで脱炭素化が進んだのか、そしてこれまでの取組成果を踏まえ、これから何をどこまでやらなければならないのかについて定量的なモニタリングを実施していくことは難しい。これは地球温暖化対策実行計画・区域施策編の策定に用いられる自治体排出量カルテに紐づく温室効果ガス排出量のデータが統計データに基づく推計ベースであるがために、実際に事業構築を進めるうえでの再生可能エネルギー容量や発電量、省エネルギー量といった実績ベースのデータが反映されづらく、それ故に現在地の把握や実情に合わせた柔軟な軌道修正・計画更新等が難しくなってしまうということが背景にある。

2-2. (特に事業構築面における) 推進力の確保

脱炭素化を推進していくためには当然のことながら、追加予算が必要となってくる。前章にて国の予算が加速度的に増加していることにも表れているとおりである。

国支援も最大限活用しつつではあるが、追加予算を取得し、計画に沿った事業構築・運営を成していくための推進力を確保しなければならない中で、地方公共団体が直

面する課題として、足元の担い手となる担当課のノウハウの不足、特に公共施設が事業の対象となった場合における担当課間の連携の難しさの2点が挙げられる。

地球温暖化対策実行計画やゼロカーボンビジョン・ロードマップや先行地域づくり事業といったいくつもの取組において、地域脱炭素に関連する計画そのものは立てることができても、この2点についてしっかりとした対策や外部の支援が無い限り、地域脱炭素という大きな枠組みを前に進めることはできない。

まず、足元の担い手となる担当課のノウハウ不足についてであるが、これは再生可能エネルギーの導入や省エネに関連するソリューションを始めとした、エネルギー関連の取組についての知見が地方公共団体側、特に担当課となる環境部門に不足しがちであるということである。それが故に何をどのように進めればよいのか、事業実施において留意すべき点は何かといったところを逐一確認しつつ進めていかなければならず、事業構築の足かせとなってしまう。単純な電力小売契約の話であれば問題ないが、脱炭素に係るソリューションとその導入手法は多岐にわたり、それぞれにメリット・デメリットや制度面での決まりがあり、担当課だけですべてをさばききるには限界があるのである。これは推進力確保の足かせとなる2点目の要素にもつながる部分である。

2点目に挙げた、担当課間の連携の難しさであるが、これは担当課たる環境部門内部である程度の検討がまとまり、実際に事業構築へと進める段でよく見受けられるものである。

民間施設や家庭向けはもちろんであるが、公共施設向けにおいては特に、その領域・施設を管轄している部署および地方公共団体における財務部門との合意形成に難航することが多い。これは前述の脱炭素に係るソリューション及びその導入手法の複雑さに起因して管轄部署や財務部門における理解を得ることに時間がかかってしまうことに加えて、なぜそれが追加予算を確保してまで実施しなければならないものなのか、実施することのメリットがどこにあるのかといった点において、地方公共団体内の部署間で脱炭素に対する姿勢、意識やその重要性の浸透度といった側面での差分がどうしても出てしまうことが原因である。

それでは、上述のような課題が地方公共団体内で見られた際、どのようにして対処していけばよいのかについて次章で考察していきたい。

3. 地域脱炭素に対する課題への対応

地方公共団体は地域脱炭素の制度面での対応義務・責任を一義的に負っているものの、前述の通りその実現においては様々な課題に直面することとなる。これに対してどのような対応が求められていくのかについて考える。

3-1. 地方公共団体内部での対応

まずは地方公共団体内部でどのような対応が必要となるかを見ていきたい。1点目に考えられる対応としては、シンプルに脱炭素化に向けた体制を整え、地方公共団体内部での意思統一を図ることが必要であろう。公費であるから無制限に脱炭素化に向けた予算を確保していくことはもちろん前提としないながらも（そのために担当課は可能な

限りのコスト削減や国支援の利活用に向けた検討・対応を最大限進めながら)、首長から担当課以外の面々までが脱炭素化に向けて一枚岩で取り組んでいけるよう、担当課が最大限のサポート・理解を得られるような仕組み・座組を構築していくことが求められる。それには先に述べたゼロカーボンシティ宣言や脱炭素取組の内外への発信といったことから、昨今見られるような民間エネルギー事業者や地域金融機関、学識者を巻き込んだコンソーシアム・協議会や自治体新電力の設立による外部ケイパビリティの取り込みも選択肢として考えられる。この外部ケイパビリティの取り込みは特に脱炭素に係るソリューション・導入手法の検討、更には制度面への対応といった面でとりわけ効果を発揮する。指定管理者制度を始めとして、地方公共団体が民間のノウハウ・ケイパビリティを公共事業に活用するスキームは既に存在している。地方公共団体側にもそれぞれの抱える地理的・経済的な特性があるため一概にどのような仕組み・座組が最適かといった点は断言できないながらも、地域の脱炭素化の文脈においても同様にして、外部ケイパビリティ取り込みへとつながる仕組みおよび座組の形成は、地域脱炭素の実現に向けた課題対応には必要不可欠なものとする。

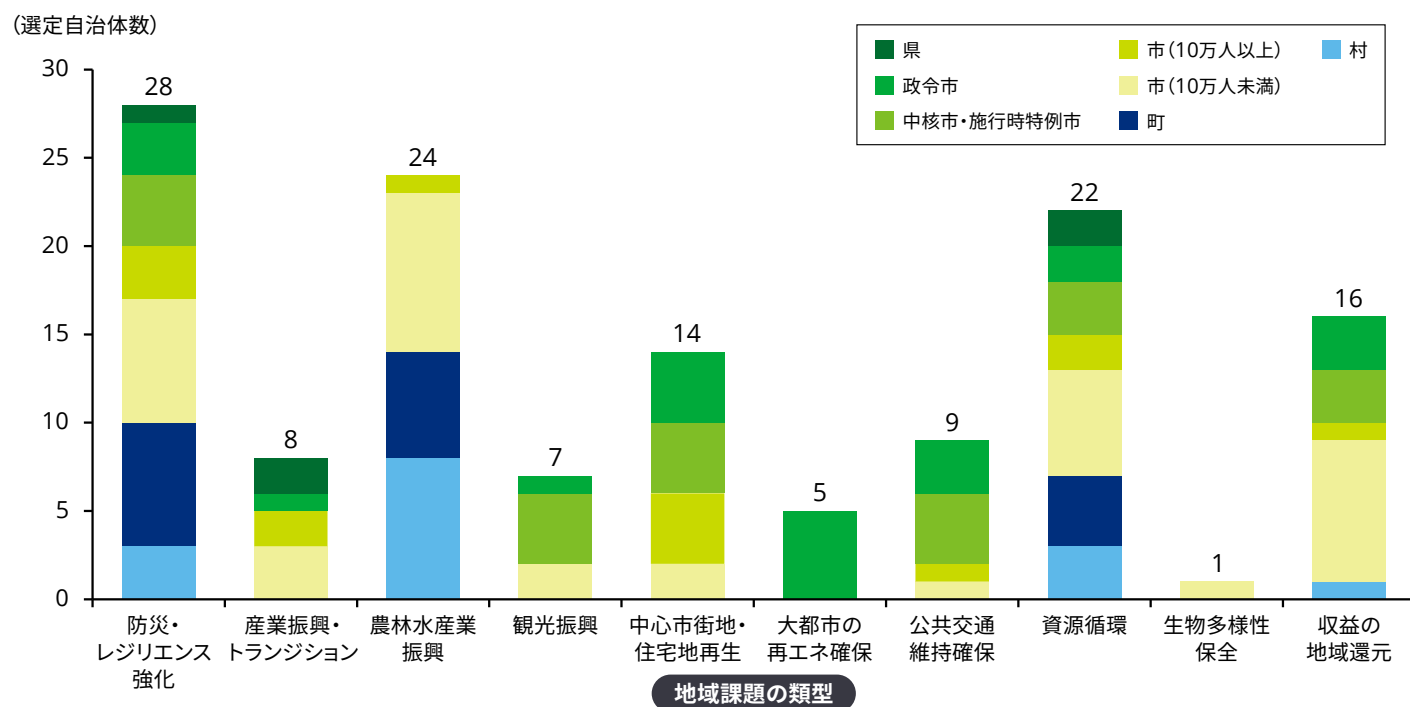
前章において第一の課題として挙げた進捗管理・モニタリングについてもこの座組の中で実施していくことにするのが対応策となりうる。上位の計画（区域施策編）が推計ベースのデータを基にしていることについてはやむを得ない部分があるので、積み上げ可能な実績ベースのデータを公共・民間・家庭を問わずしっかりと吸い上げ・管理し、そのデータを基にした進捗管理・モニタリングおよびPDCAサイクルを回していけるような仕組み・取組をその

座組形成の目的の一つに据えていくことで、より強い地域脱炭素の推進力につながっていくと考えられる。ここにおいても、地域内需要家の需要量や足元のニーズ、更にはデータ取得に関するソリューションを持つ民間エネルギー事業者のケイパビリティは有用であると考えられる。

最後に、このような仕組み・座組や意思統一を図ることに加えて、地域脱炭素が地域の課題解決・地域経済活性化をもたらすものとして位置づけ、地方公共団体内部の合意形成を円滑化していくことも有効な手段と考えられる。脱炭素化は基本的に追加の予算を投じて実施していくことが必要なものであり、それ自体がパリ協定を始めとする国際的なイニシアティブに基づき正当化されるものであるが、ここにもう一つの目的、すなわち地域課題の解決や地域経済活性化といった要素が加われば、事業構築の推進力は大きく向上する。例えば近年様々な地方公共団体で取組が進められている、廃棄物発電所由来の電力を地産地消（地域新電力経由の小売売電や自己託送制度などを利用することが多い）する取組がこれに当たる。系統を介してどこか別地域の電源由来の電力を、どこかの電力会社から購入するのではなく、できる限りその地方公共団体内で作られた電力を（廃棄物発電所由来電力は加えて脱炭素価値を持つものでもある）、地方公共団体内の経済に貢献できる形で使っていけるようにすることで、地域経済循環に貢献することを図るものである。

余談ではあるが、地域脱炭素ロードマップの中で触れられる脱炭素先行地域づくり事業はまさにこの点にフォーカスしており、脱炭素の取組をその地方公共団体の地域特性・地域課題に沿った形で実施していくことを求めている（図4）。

図4. 脱炭素先行地域づくり事業において選定自治体が解決を目指す地域課題の類型



データソース：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト「先進性・モデル性についての類型」

(<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/preceding-region/senshinsei-modelsei-ruikei.pdf>) (2024.04.04閲覧)

このように、脱炭素先行地域づくり事業に限らず、地域脱炭素のための事業推進・構築は地域課題解決の一助と（あくまで一義的には脱炭素化が目的ではあるものの）なり得ることも見据えながら地方公共団体内部での合意形成を進めることが必要になると考えられる。当然ながらその際には、単なるエネルギー利用の脱炭素化とはまた別文脈での、視座を高めた検討が求められることから、エネルギー事業者はもちろんのこと、地域に根差す様々なステークホルダー（市民や地元の事業者、金融機関や学術機関等）を巻き込み、定期的な交流と検討を踏まえた地域ぐるみの脱炭素化ひいては地域活性化というまちづくりへとつなげていくこと・つながることを示していけば、地方公共団体内部での合意形成に対する障壁は段階的に取り除かれていくであろう。

ただし、このような形で外部のケイパビリティを取り込むことはそれ相応の対価が必要になる点についても触れておかねばならない。例えばより意欲的・積極的なコミットメントを示す事業者との連携協定の締結であったり、その連携協定を基にした実証事業の実施といった、民間の事業者へ事業実施のパスを提供し、民間事業者が活躍できるフィールドや事業の場を提供し地域の価値を共に高めていけるような形を作っていくことが肝要である。でなければ、やがて民間事業者からの協力は得にくくなっていつてしまうことだろう。過度な民間事業者への依存はもちろん不要である一方、地域脱炭素ひいては地域課題解決といった大きな文脈・枠組みで捉えるべき事業においては民間事業者を起用せざるを得ない。そのため、地方公共団体においては、自らが目指すべき地域脱炭素の実行計画やロードマップおよび現状の課題認識に照らして、取り込むべき外部のケイパビリティを特定し、民間事業者が参画しやすい形の仕組み・座組を形成していくことを検討していくべきであると考えられる。

こうした形での地方公共団体と民間事業者間の互いの尊重・配慮があることを前提として、特に地域脱炭素において民間事業者の中で重要な位置づけにあると考えられる民間のエネルギー事業者が、地域脱炭素に関する課題対応においてどのような役割を担っていくべきなのかについて取り纏め、本レポートの結びとしたい。

3-2. 民間事業者に求められる対応・役割

これまで見てきたように、地方公共団体における地域脱炭素は決して地方公共団体単独で成し遂げられるものではない。その地方公共団体が管轄する「区域」全体を脱炭素化していくという途方もないミッションの実現はエネルギーを本業としていない地方公共団体の目線からすると高すぎる壁だからである。

そのため、前述した「3-1. 地方公共団体内部で求められる対応」の中で、エネルギーおよび脱炭素化に精通した民間事業者、とりわけ民間エネルギー事業者（電力会社・ガス会社を始めとするユーティリティに留まらず脱炭素化に資するエネルギーソリューション・サービスを展開するあらゆる事業者）に期待される役割は大きい。これまでに述べたとおり、地方公共団体側に不足している制度面への対処・検討やソリューションについての知見を提供するアドバイザーの役割、実際の脱炭素事業の担い手として最適なソリューションを提案・提供していくソリューション・サービスプロバイダーの役割、地方公共団体や他事業者と連携し単一の脱炭素ソリューションに留まらない地域課題解決・地域活性化につながるソリューションを提案・提供していく役割が特に期待される部分であろう。1点目の役割および2点目の役割についてはシンプルかつ本業ともいえる部分であることから、地方公共団体側の適切な前さばきと地域脱炭素の座組への参画要請をもって、どのような形であれば対応が可能であるか、これまでの実績も踏まえて紹介し最適な関与の形を探っていくのが良いと思われる。一方で、3点目の役割については、そのフィールド・下地が整っているのであれば、追求していくべきものと考えている。エネルギー事業者単独では成しえない地域課題解決という社会的意義の大きなものへのコミットメントは、地域脱炭素の文脈でこそそのオポチュニティが顕在化するものと思われるからである。事業の経済合理性はもちろん、民間事業者であれば追求していくべきものであるため、一定程度の規模や事業性を追求しつつも、地方公共団体という様々なステークホルダーをつなぎ止めることができる主体を通して、この3点目に挙げた役割を果たしていくことが実績として積み上げられれば、それは自社の企業価値向上・地域脱炭素・地域活性化（社会課題解決）という複合的な成果を生み出すことにつながるであろうと思われる。

4. 結びに

デロイト トーマツは地域脱炭素という文脈においては、様々な側面から多様なステークホルダーを支援してきた実績を持つ。世界的な脱炭素化のメガトレンドに今乗り遅れてしまうことは国際的な競争力を失うことにつながりかねない。そうした危機感を持ちながら地方公共団体やエネルギー企業と共に地域脱炭素に関連するテーマでの検討を積み重ね、課題解決の方針や取り組むべき方向性についての検討を更に深めていくことを今後も目指したいと考えている。

執筆者



大倉 一郎 Ichiro Okura

デロイトトーマツ コンサルティング合同会社
エネルギーセクター 執行役員／パートナー

20年以上のコンサルティング経験を持ち、エネルギー企業を中心に、ビジョン策定、CNを契機とした成長戦略、地域脱炭素を起点としたまちづくり、グループ組織再編・M&Aなど、多数の戦略案件に従事。

発行人



森田 竜史 Tatsushi Morita

デロイトトーマツ コンサルティング合同会社
エネルギーセクター 執行役員／パートナー

電力会社、ガス会社等のエネルギー企業を中心に、戦略立案、組織再編、オペレーション改革など幅広い領域におけるコンサルティングに従事。近年は特に、デジタル技術を活用した改革プロジェクト・脱炭素関連案件を多数リードしている。

Webページ

当社エネルギーセクター関連のWebページへは下記よりアクセスが可能です。

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/energy-and-resources/topics/power-and-utilities.html>



バックナンバー

Vol.1 エネルギー企業の戦略ポートフォリオ

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/energy-and-resources/articles/er/newsletter-bridge-01.html>

Vol.2 レベニューキャップ制度導入後の一般送配電事業者

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/energy-and-resources/articles/er/newsletter-bridge-02.html>

Vol.3 エネルギー企業の戦略転換の実現に向けた大胆なM&Aの活用

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/energy-and-resources/articles/er/newsletter-bridge-03.html>

Vol.4 電力・ガス業界における若手人財の確保と育成

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/energy-and-resources/articles/er/newsletter-bridge-04.html>

Vol.5 ユーティリティ企業のDXに必要なマネジメントの変革

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/energy-and-resources/articles/er/newsletter-bridge-05.html>

デロイト トーマツ コンサルティング合同会社 エネルギーセクター

〒100-8361 東京都千代田区丸の内3-2-3 丸の内二重橋ビルディング
Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601
www.deloitte.com/jp/dtc

Deloitte.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ合同会社ならびにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ グループ合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市に約2万人の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループWebサイト、www.deloitte.com/jpをご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人(総称して“デロイトネットワーク”)のひとつまたは複数指します。DTTL (または“Deloitte Global”)ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける100を超える都市(オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む)にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務・法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート(非公開)企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス(存在理由)として標榜するデロイトの45万人超の人材の活動の詳細については、www.deloitte.comをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約(明示・黙示を問いません)をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2024. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301